木造建築供給支援システム認定技術基準

1 趣旨

この基準は、木造建築供給支援システム認定規程(HW-支援 001-2023)(以下「規程」という。)第7条第2項の規定に基づき、認定の要件に関する技術基準を定めるものである。

2 認定の技術基準

表1の(い)欄の項目に応じ(ろ)欄の技術基準を満たしていること。

表	1	技術基準	
1	1		

区分 (い)	技術基準(ろ)
(1)支援の整備	大工・工務店等を支援する営業、設計、資材調達、施工又は維持管理等が整備されていること。
(2) 供給体制の整備	大工・工務店等を支援する供給体制が整備されていること。
(3)支援条件の明示	大工・工務店等を支援するための条件が明示されていること。
(4)品質・性能の向上	支援内容が木造建築の品質及び性能を向上させるものである こと。
(5) 生産性の向上	支援内容が木造建築の生産性を向上させるものであること。

(1) 支援の整備

大工・工務店等を支援する整備項目は、表 2 及び表 3 を基にシステム化されていること。

表 2 生産面の支援項目 (参考)

大項目	中項目	小項目			
営業関連	○販促ツール	・パンフレット、カタログ類の提供			
	(消費者への配布資料等)	・参考プラン集の提供			
		・参考価格表の提供			
		・営業用ビデオの提供			
	○業務支援ツール	・営業マニュアルの提供			
	(大工・工務店等での作業	・営業研修会の実施			
	支援関連)	・参考価格表の提供			
		・企画型住宅の提供			
		・プラン検索システムの供給			
		・資金計画システムの供給			
		・プレゼンボードの提供			
		・実務社員の派遣			
		・ユーザーセミナーの開催			
		・ハウジング情報センター開設			
		・イベントの企画、開催			
		・ショウルームの提供			
		・営業支援用CADの提供			
設計関連	○支援ツール	・設計マニュアルの提供			
		・CADシステムの提供			

		・BIM活用の支援
		・積算資料の提供
		・設計研修会の実施
	○設計支援	・意匠設計の支援
	(個別物件対象)	・構造設計の支援
		・シックハウス対策の支援
		・図面作成
		・現地調査
		・役所調査
		確認申請
	 ○積算支援	・見積書作成の支援
	(個別物件対象)	・資材リストの提供
現場管理関連	○支援ツール	・管理マニュアルの提供
元 物 自 生 民 <u>医</u>	○ 文版 / W	・検査マニュアルの提供
		・関連書類、帳票等の提供
		・研修会の実施
		・CAMシステムの提案
		・BIM活用の提案
		・木拾い書の提供
	○業務支援	・発注書の作成
	○その他	・物流と工程管理指導
資材関連	○支援ツール	・プレカット構造材の提供
		・プレカット羽柄材の提供
		・接合金物の提供
		・壁・床パネルの提供
施工関連	○支援ツール	・施工マニュアルの提供
		・チェックシートの提供
		・研修会の実施
		・現場見学会の実施
		・電気簡易配線システム
		・給排水給湯簡易配管システム
	○業務支援	・供給システムの施工
		・職人指導
		・現場施工指導
維管関連	○支援ツール	・施主への維持管理マニュアル提供
		・チェックリストの提供
		・顧客管理システムの提供
		研修会の実施
	 ○業務支援	・顧客管理
その他	○研究開発支援	・オリジナル部材の開発
	○広報支援	・情報誌の発行
		・施主への広報活動
		・相談室の設置
		・プレカット工場のオープン化
		7 · / 7 <u>¬ · // 7 7 · / 1</u>

表 3 品質・性能面の支援項目(参考)

大項目	中項目		小項目
建築性能	○居住性	○省エネ	・新省エネ基準の対応
			・次世代省エネ基準に対応
			・IBEC認定の気密住宅
			・IBEC認定のソーラー住宅システム
		○居住環境	・遮音性能の向上
			・熱環境の向上
			・換気性能の向上
			・地域性の配慮
	○構造安全	 è性	・床剛性のアップ
			・面材耐力壁の余力強度の向上
			・壁・柱直下率による評価
	○防火性		・耐火性能の向上
	○耐久性		· 外壁通気工法
			・防露性能の向上
			・適切な薬剤処理
施工	○施工性		・工期短縮
			・施工性の向上と作業の効率化
			・施工精度の向上
			・加工手間の削減
			・作業床の確保
			・断熱施工の簡略化
			・機械使用の減少
			・資材置き場の減少
			・現場廃材の減少
			・下小屋スペースの減少
資材	○有効利用		・歩留まりの向上
			・木材使用量の減少
			・端材の転用
			・木材の有効利用
	○品質		・部材品質の確保
	○その他		・スケールメリットによるコストダウン
その他			・可変性の高い設計
			・他のシステムとの互換性有り
			・合理化システム認定取得工法

(2) 供給体制の整備

(1)の項目を大工・工務店等に支援するために必要な供給体制が整備されていること。

(3) 支援条件の明示

(1) の項目を大工・工務店等に支援するための条件が明示されていること。

(4) 品質・性能の向上

(1) の支援を受けることによって、木造建築の品質及び性能が向上されること。

(5) 生産性の向上

(1) の支援を受けることによって、木造建築の生産性を向上させるものであること。

付則

制 定:平成15年8月1日 住木技15第178号

施 行:平成15年8月1日

一部改正:令和 5年7月1日 住木認 第 79号